

新潟市教育委員会 平成28年2月 臨時会会議録				
日 時	平成28年2月22日(月) 午後4時00分			
場 所	市役所白山浦庁舎1号棟2階 教育会議室1(学務課隣)			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	吉 村 委 員	出席委員	藤 田 委 員	
	齋 藤 委 員		眞 谷 委 員	
	沢 野 委 員		佐 藤 委 員	
	織 田 委 員	欠席委員		
	伊 藤 委 員			
会議に出席 した職員 (9名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 十 嵐 雅 樹
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 育 総 務 課 長	上 所 隆	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	学 校 支 援 課 長	大 井 隆		
その他の 出席者(0名)				

開会	時刻	午後4時00分
	宣言者	教育長
付議事件 (3件)	議案番号	件名
	議案第26号	市立高等学校校長の人事について
	議案第27号	教職員の人事措置について
	議案第28号	教職員の人事措置について
報告 (3件)	件名	
	第4次一括法による事務・権限移譲に係る県との協議の状況について	
	教科用図書の見直し申請期間中における閲覧等の問題について	
	中学生の逮捕事案について	
協議会 (0件)	件名	

## 第1 開会宣言

- 教育長 午後4時00分開会を宣言する。  
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議はありませんでしょうか。  
よろしければ、許可することで決定します。

## 第2 会議録署名委員の指名

- 教育長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び吉村委員を指名します。

## 第3 付議事件

- 教育長 これより付議事件に入ります。  
「議案第26号 市立高等学校校長の人事について」、及び「議案第27号と議案第28号 教職員の人事措置について」は人事案件であり、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」の声)

- 教育長 では、報告案件終了後、非公開案件として再開し審議いたします。

## 第4 報告

- 教育長 これより報告案件に入ります。「第4次一括法による事務・権限移譲に係る県との協議の状況について」教職員課から説明をお願いします。

- 教職員課長 権限移譲に係る県との協議の状況についてご報告いたします。  
初めに、教員人事及び定数管理事務についてです。以下の内容を盛り込んだ覚書を平成27年度末までに県と交わし、内容を整理したうえで、平成27年度末までに協議書を締結する予定です。確認(合意)された内容は大きく4点です。平成28年度の加配定数は、平成27年度実績を基本として配分する。教諭の人事交流は当分の間実施する。管理職の人事交流対象者は、平成19年度以前の管理職選考での採用者に限る。採用選考の第1次検査問題は県・市それぞれで作成する。ただし、当分の間、問題の原案は合同で作成することとされました。

続いて、福利厚生分野についてです。権限移譲後も、公立学校共済組合及び県教職員互助会に継続加入する予定です。今後も県との協議を進め、人事定数同様、平成28年度末までに協議書を締結する予定です。

次に、権限移譲と同時並行で進めている市立高等学校等の教員の人事管理等事務についてです。以下の内容を盛り込んだ協議書を、平成27年度末、来月末までに県と締結する予定です。確認(合意)事項として、管理職選考や教員採用選考は、平成28年度以降、市が実施し、将来的にすべての管理職及び教諭を市が配置するということです。

以上が、権限移譲に係る県との協議の状況です。なお、次の報告2ページから4ページの資料は2月18日の文教経済委員会で権限移譲について報告した際の資料です。この内容はすでに1月22日の教育委員会定例会でご報告したものと同様ですので、説明は割愛させていただきます。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等がございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

それでは次に、「教科用図書の検定申請期間中における閲覧等の問題について」学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課  
長

これから報告する内容につきましては、2月18日の文教経済常任委員会の協議会で報告したものと同様になります。

はじめに、事案経緯についてです。三省堂の事案を受けて、他の教科書会社においても、点検、検証、文部科学省への報告が行われました。その後、1月22日に取りまとめた結果が各都道府県に示され、各県へ事実確認の調査依頼がありました。文部科学省から提供された情報の内容は、お手元の資料にお示ししたとおりです。新潟市の教職員が検定の閲覧にかかわった発行者は4社、該当者は延べ64名です。内訳は、対価を伴わず、申請後も閲覧させ、意見を聴取した事案が23人、閲覧のうえ意見聴取の対価を支払った事案が41人となっています。

なお、ここでお示ししている人数は、教科書閲覧時に新潟市立学校に勤務していた教諭の数となります。調査依頼に基づき、新潟市は四つの調査を実施しました。一つは、該当職員本人への聴き取り、二つは、該当者以外の教科書調査員への聴き取り。これは5人程度で一つのグループになっていましたので、それ以外の調査員ということです。三つは、市内全小中学校教員への調査。四つは、教科書採択にかかわる教育委員会資料による確認です。

調査から明らかになったことについてです。

まず、採択への影響についてです。対象となった期間には、小学校2回、中学校2回の教科書採択が行われました。その中で、先ほどの新潟市教職員が関係した教科書会社4社の教科書へ採択替えしたものの。つまりこれは4社の教科書へ替わったものです。これは延べ9件でした。この9件の採択について関与できる調査員に該当者はいませんでした。また、この4社の教科書が継続して採択されていた。つまり、採択だけれども、その4社から変わらずそのまま継続されたというのは、延べ17件であり、そのうち、採択に関与できる調査員に該当者がいたものは4件ありました。該当者本人への聴き取りとともに、調査研究を行った調査員への聴き取り、教育委員会に残る資料や記録などの調査から、該当者の調査研究の過程において疑念を生じさせる言動はなかったととらえています。これらのことから、教科書採択への影響はなかったものととらえています。

次に、金品の受け取りについてです。意見聴取の対価として金品を受け取った41名については、すべて受取の事実を確認しております。いずれも返金済み、もしくは返金を予定しています。受け取った金額については、2,000円4名から3万円1名の範囲です。多いのは5,000円と1万円で、合わせて30名となっております。文部科学省から情報提供を受けた64名以外に、現在のところ該当者の報告はありません。

最後に、今後の対応についてです。今回の件については、教員の認識不足も原因の一つであると考えています。教科書会社が開催する編集会議や、意見聴取の会への参加のあり方、営利企業等の従事の制限等、改めて通知をするとともに、校長会などを通して、管理職を含む全教職員に周知徹底を図ってまいります。なお、文部科学省においても、現在調査中であり、該当者の処分については、するか、しないかも含めて、今後検討してまいります。

- 教育長 ただいまの説明に、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
- 佐藤委員 金品の受け取りをされた方が返金済または返金の予定となっておりますが、この事案が出てから、かなり時間が経っているのですけれども、まだ返金されていない方はいるのでしょうか。
- 学校支援課長 調査の段階で、本人も記憶に残っていない、あるいは教科書会社が言っている金額と、自分がもらった金額に差があったことから、教科書会社へ確認の電話をして、実際の金額を確定するまでに若干、時間がかかった経緯があります。それらを経て、確認が終わったので、これから返金する予定だということまで確認しています。今後、返金したかどうかについては、確実に確認していきます。
- 齋藤委員 返金済みまたは返金予定ということなのですけれども、返金をするということは、ご本人たちあるいは教育委員会の皆さんも文部科学省も、もらっただけの金だったということを認めているということですね。違いますか。  
これは正当な報酬であるということであれば返金する必要もないし、返金する予定もいらないわけです。その辺はいかがですか。
- 学校支援課長 本人たちは、対価としてもらったという認識であるのですけれども、社会的に見て、そういうものをもらうのはいかがなものかという中で、返金したほうが良いという判断をし、それぞれが返金したいと申し出ています。そのことでいろいろと言われたくないということもありますので、返金したいという強い意志で、それぞれが返金を予定しているということです。
- 齋藤委員 今後の対応のところ、文部科学省の対応も含めて、処分等の検討をしていると。今のおっしゃりは、これは全都道府県であった問題で、新潟市だけの問題ではないのですが、それに準じてということを考えていらっしゃるかと受け取っていいですか。
- 学校支援課長 それについては、処分案件ですので、教職員課からお答えします。
- 教職員課長 全国的な動き、動向も十分情報を得たうえでの判断が必要ですし、また、今回のことに関しましては、本市も県のものも含めて、県が文部科学省に報告するという形をとっていることから、県と連絡を取りあって、歩調をそろえながら、今後の対応について検討していきたいと考えております。
- 眞谷委員 確認させていただきたいのですが、先ほどの説明ですと、新潟市の64人というのは、閲覧時に新潟市に勤務していた教員という話でしたが、このうち、現在も新潟市に勤務していらっしゃる方の人数というのはわかります

か。

○学校支援課長 手元に資料がないのですが、調べれば分かります。

○眞谷委員 現在、新潟市に勤務している教員だけが新潟市の処分対象となるわけですよね。この 64 人に対しては、県に準ずるということで理解しましたけれども、もし、県の処分と市の処分が違うということになると、ある意味不公平が生じる可能性があります。準じるということの問題はないと思うのですが、その点を間違いないように、どちらかが一方が重くなるということは、対象の先生方に対しては申し訳ない話なので、そういう意味で人数を確認させていただきたかったのです。

○教職員課長 退職者などがおり、複雑になっているのですが、64 人の中のかなりが現在、新潟市での勤務をしている状況でありますので、処分のあり方が困難を極めるということまではないのではないかと考えています。

○齋藤委員 現在、新潟市で勤務している方は、校長先生として勤務されているのですか。

○教職員課長 校長もおりますし、教諭のままの方もおります。当時、管理職で退職された方もいます。

○齋藤委員 今、私が伺ったのは、現職の新潟市の校長先生がいらっしゃるのですね、ということです。

○教職員課長 おります。

○伊藤委員 この前の会議でも質問しましたが、周知徹底をすると書かれてあります。その内容について、今回、返金がありましたけれども、編集会議に参加したとき、交通費ももらわないとか、その辺、どのような内容で周知徹底をされていくのか。

今回、皆さんは返したということなので、今度はもらわないというところでやるのか。その辺の周知徹底の内容も決まって、周知徹底されるときには、こちらに情報を知らせてほしいと思います。その辺はこれから文部科学省の調査もありますので、まだ内容は確定していないということでしょうか。

○学校支援課長 以前にもお話ししたように、教科書を編集するに当たって、現場の先生方の意見を聞かずに編集ができる状態ではないのです。どうしても現場の先生に聞かなくてはいけない場面もあるので、意見をもらうときのもらい方について、今まであまり言及はしてこなかったもので、それについては徹底したいと思っています。

例えば学校に教科書会社の方々がいらっしゃるのですが、そのときに、教室で個別に対応することがあってはならないので、教務室の多くの人目があるところで、堂々と意見を求める場の設定をするなどきちんと説明したいと思います。

その他、対価が伴う場合。これも、編集会議に参加するために東京へ出ていたり、あるいは市内で土曜日、日曜日に集められたりする場合もありますので、その場合は、営利企業等の従事許可願をきちんと教育委員会に

提出すると。教育委員会にいくらもらったのかということ必ず報告する書式になっていますので、そういったものを確実に出してもらいます。その内容が不適切であれば指導が入ります。そういうことをしていくことになると思います。

ただ、これについても、全国すべてのところで同じようなことを検討されていると思いますので、文部科学省が今後、調査結果が出た段階で、教科書会社と学校との関係をどうすればいいのかという方針が出てくるかと思っていますので、それを待って、我々も対応していきたいと考えています。

○吉村委員

意見がいくつか出ていましたが、今、課長がおっしゃったことに尽きるのですけれども、一昔前、新潟市はかなり頑張っていて、営利企業等への従事を制限するとか、あるいは業者との対応の仕方など、相当細かいものを作った記憶があります。その意識が薄くなってしまったと。そのことが、管理職を含めて教職員のだれからも相談という形で挙がらなかったところに問題があると思います。

土曜、日曜に頑張っているというのは、可能であれば、交通費を支払ってもらうのが基本だと思います。新潟市には立派な規則があるわけですから、もう1回、市内の全教職員に意識させる。勝手な判断をしないということを強く意識させる。ここに書いてありますけれども、もう一度原点に戻って、職員同士お互いを確認することを徹底してもらいたいと思います。それがあれば、こういうことにはならなかったのではないかと思います。

○織田委員

前回の会議で「先生という教職の立場にある方が、対価という形であれ報酬を受けとることについて、一市民として違和感がある」という旨の発言をさせていただきました。ですが、今ほど吉村委員からのご発言で「本市ではきちんとした規則があったはずだ」と。また先ほど課長のご説明では「どのような内容の会議で、どのような意味での参加の仕方かということを教育委員会にきちんと報告したうえで、対価として受けとることになっている。」といったお話があったので、安心した次第です。

先ほどの伊藤委員のご発言にもありましたが、私のように不安に思う者がなくなるように「こういう形で新潟市としてはきちんとやっています」と周知徹底させていただくと良いと思います。また、公開できる部分については最大限公開していただいて「このような形でしっかりやっていますので、安心してください」ということをはっきり知らしめていただけることが、市民の皆さんの安心につながるのではないかと考えます。一生懸命お仕事をしてくださる先生方に、余計な疑念が向かうことがないようにしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○教職員課長

先ほどの質問ですが、64名のうち、現在、新潟市に現職として勤めている人数は51名です。8割以上が現職でございます。

○齋藤委員

意見と要望です。今回の問題で、私は個人的に、教育委員会、教職員、いろいろな意味で市民の皆さんの信頼を失った部分が二つあると思います。

一つは、検定申請期間中というのは、こういう行為は認められていないわけでしょう。それをなぜ、現場の64人の教職員の人が知らなかったのか。

もう一つは、これからは報告をきちんと受けますとおっしゃった課長の答弁がありました。今、検定申請期間中だということでなぜ全国の市町村にストップがかからなかったのか。私はこれを非常に疑問に思うし、私の友人からも質問を受けました。こんなことをなぜ分からないのと。報酬、手当をもらっているわけですから、これが素朴な疑問だと思います。

先ほど織田委員が言われたように、市民の皆さんの不信感を払拭するような形で取り組んでいきますということを、何か分かる形で、新潟市だけが突出するわけにはいかないかもしれませんけれども、これが今後、大きなウエイトを占めると思います。これは教職に関して非常に不信感を持たれるものだと思います。三省堂にはじまり。そここのところは、個人的に強く要望したいと思います。今後の対応についてというところの最後に関連して申し上げます。

○学校支援課長

齋藤委員のおっしゃるとおりだと思います。報告したとおり、すでに起こってしまったことですので、今後の方向として、市民に疑われないような形で進めていくことがとても大事だと思います。その辺については、徹底していきたいと思ひますし、全国的な流れがあるので、それをよく加味しながら考えていきたいと思ひます。

○佐藤委員

前回、経過報告をいただいたときから違和感があるのは、行政側は不正があつては困るし、ないであろうというような立場、感覚でお話をされているのですけれども、一般の我々の立場からすると、「やはり何かあつたんだ」とか、「何かあるだろう」といった意識でとらえています。

感覚的な部分で、調査報告の中にも、「該当者に公正に疑念を生じさせる言動はなかった」と書かれているのですけれども、この中で選ばれたのは、「力のある教員」という言葉がよく出てきました。そういう方の言動は、周りの人間が引っ張られることがありますので、教科書会社の方々はそのような人をねらつて、選んでいらっしゃるのではないかと思ひます。そういうふうに疑つてしまっているのです。本当に、この教科書がいいのではないかといった現場はなかったにしても、やはり自然につられるということはあるわけですから、そういった感覚を持っていただいて、今後の対応というところも改めて厳しい見方で対応策を検討いただきたいと思います。「このままにしていると、また起こるぞ」という意識で対応策を考えていただきたいと思います。

○教育長

ほかにございますか。

この点についてはよろしいでしょうか。

次に、「中学生の逮捕事案について」、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

この事案につきましても、18日の文教経済常任委員会の協議会で説明した内容と同じになります。

今月14日に起きた中学生の逮捕事案についてご報告いたします。



まず、概要についてです。平成 28 年2月3日(水)17 時ごろ、中学校体育館男子トイレにおいて、同級生の男子生徒に対し、同校2年男子2名が共謀し、失神ゲームと称し、背中に体当たりをして気絶させた件により、2月 14 日(日)に暴行の容疑で新潟北警察署に逮捕されました。

被害生徒はすぐに意識を取り戻しましたが、被害生徒保護者は被害届を新潟北警察署に提出いたしました。

加害生徒のうち1名は、2年生進級時から学校生活の乱れ、問題行動が増加し、繰り返し指導をしておりました。また、もう1名は、夏休み明けから問題行動が増加し、二人は行動をともにするようになりました。加害生徒は、今回の事案以前に、下級生に暴力行為を行っています。なお、今回の被害生徒が事案発生以前から暴力行為の対象として、繰り返し暴力を振るわれていたという事実は確認しておりません。

被害生徒はその後、普通に登校し生活していますが、保護者の要請もあり、学校が2月 15 日(月)に総合病院、2月 17 日(水)に脳神経クリニックを受診同行し、異常なしとの判断が出ております。

次に原因についてです。インターネットで失神ゲームを知り、おもしろそうだったという興味本位の軽はずみな行動に起因すると思われます。

事案発生からの対応については次のとおりです。事案発生翌日の2月4日に学校支援課に一報があり、指導主事を派遣しました。加害生徒、保護者、校長、指導主事が、事案の重大性と今後の方向について確認、指導しました。翌5日には生徒指導アドバイザー2名を派遣し、被害生徒のケアとともに、加害生徒への継続的な指導を行うことを確認しました。2月8日、10日と県警北警察署、学校と連絡を取りながら、12日には生徒指導アドバイザー2名を派遣し、今後の対応について協議しました。14日の逮捕後は、指導主事を2名、北警察署、当該校に派遣し、情報収集にあたりとともに、生徒への対応、保護者への対応のほか、報道対応等について指導、助言を行いました。また、15日、16日にも指導主事、管理主事と生徒指導アドバイザーを派遣し、学校の不安軽減、生徒の観察等を行っております。学校は14日の午後6時に全職員を招集し、対応の方向を確認しました。翌15日の午後には、全国生徒に向けての説明を行い、また、16日の夜7時からは臨時の保護者会を開き、概要を説明しました。保護者からは、今回の件に関する質問や、これまでの対応、今後の対応についてさまざまな意見をもらいました。最後には、PTA会長から「学校はこれまでよくやってきてもらっている。今後は保護者とさらに連携して学校をよくしていきたい。」というまとめの言葉をいただきました。

学校支援課は、2月 15 日午前8時に、失神ゲームに係る通知を市内小・中・特別支援学校、中等学校、市立高校に発信し、生命にかかわる危険行為、犯罪行為であることなど、当該の行為の危険性を強く訴えるとともに、行為の防止を指導しました。

現状把握のための調査については調査中ですが、現段階では3校から

報告があがっています。いずれも、対等な関係の中でお互いにやりあうというもので、いじめとしてとらえられるものでありませんが、十分な指導をするとともに、回数や人間関係など、さらに詳細について継続し調査するよう指示しています。

また、校長会を通して、通知の趣旨をしっかりと受け止めさせ、再発防止に向けた取組みについて、各校で取り組むよう指導したほか、19日の中学校生徒指導主事会で指導を行いました。今週中に年度末休業の事故防止に向けて通知を出す中で、失神ゲームへの注意喚起と防止を働きかけ、3月の定例校長会、教頭会で再度指導を行う予定としています。

次に、対策についてです。さらなる情報収集のために、事案発生後から失神ゲームの調査やいじめの調査結果の再点検を行うなど、対応を開始しています。また、被害生徒の受診や加害生徒の面会など、関係機関と連携して対応しています。被害に遭った生徒の気持ちに寄り添った支援を行い、不安の軽減に努めていきます。今回、加害行為を行った生徒が学校に復帰する際には、問題行動等を繰り返させないことはもちろんのこと、通常の学校生活を送れるよう、居場所づくりを行うようにさせたいと考えています。

当該校においては、生徒が逮捕されたという大変ショッキングな出来事により、少なからず不安を訴える生徒がいることも予想されますので、生徒指導アドバイザーの派遣の継続と、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの派遣ができるように体制を整えております。

最後になりますが、今事案は、遊びでは済まされない命にかかわる事案であると認識しており、いじめ防止対策法の観点から、いじめ行為があるととらえています。このような行為を繰り返させないよう学校を指導してまいりたいと考えております。

○教育長

ただいまの報告に、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○伊藤委員

中学生になってからではなくて、もしかしたら、その前の段階から指導をやっていたのかもしれないのですが、ゲームに興味を持って、相手のことを考えないで行ってしまったということなのですが、例えば加害者がどのような状況かは分からないのですが、アンガーマネジメントみたいに、心がわき起こったときの心の調整をご指導されるとか、そういったことは新潟市では行っているのかどうか。どのような対応をされてきたのか聞かせてください。

○学校支援課長

この失神ゲームについては、調査によると、今回3件出ましたけれども、1月末から始まっているので、つい最近、ほぼ中学校2年生を中心に広がったと思われます。広まり始めたばかりということだと思います。失神ゲームについては、今まで我々も把握していなかった事案です。

加害生徒たちへの指導については、2年生当初から問題行動がありましたので、学校全体で指導を重ねていたところですが、その指導がなかなかうまく入らないこともあったとは聞いています。ただ、学校側としてはさまざまな手立てで対応はしていたということです。

○伊藤委員

心の調整の能力といったものも、本もあるのですけれども、自分で自分の

心を調整できるような能力に気づけず、善し悪しが判断しにくく、ついそういった行動に走ったのではないかと感じたものですから。

指導の内容というか、どのような指導をされたのか。また、いろいろな人に当てはまると思うのですけれども、おもしろそうだと思っても、やってはいけないこともあるわけなので、生徒指導の中身、専門家ではないので分からないのですが、長く、一生懸命やってきてこういった結果が出たというのは、正直、とても大きなことなので、その辺はどのようにしていったらいいか。

また、同じ学校にいる生徒さんたちも不安になっているでしょうし、その辺の対応を丁寧にやっていただければいいと思います。

○沢野委員

失神ゲームが流行りだしたというお話でしたが、ゲームという名前がついてしまうと、すごく軽く流されていってしまう危険性はあると思うのです。それは命にかかわる危険なことなのだとということを、子どもたちに徹底していく形で伝えていってほしいと思います。すごく危険性を感じますので、それはお願いしたいと思います。

○藤田委員

今回の失神ゲームで、すぐに気がついたということなのですけれども、もし、これに気づかなかつたら、どのような後遺症が出るのかということも、子どもたちに伝えていただけたらと思います。

○佐藤委員

原因は、軽はずみな行動と書かれているのですけれども、逮捕されています。そのギャップを感じているのですけれども、今回の逮捕理由は何ですか。

○学校支援課長

逮捕理由については、我々も警察から直接どういう理由か明らかに教えていただけないところがあります。ただ、我々も、どうしてなのかということは当然考えます。先ほども述べたように、2年生当初からかなり問題行動を起こしておりまして、下級生に対しても暴行事案があったということもあります。それらを含めて、今回、失神ゲームをその子らが今後も継続してほかの子にやったりすると、命にかかわる重大事案となります。そのようなことも重なった中での逮捕だったのではないかと推測しているところです。ただ、これはあくまでも推測なので、はっきりしたことについては、我々としてもつかみかねています。

○佐藤委員

失神させるための行為なわけで、それが軽はずみな行動とは私はどうしても思えません。この報告書にはそう書かれているのですけれども、先ほど沢野委員がおっしゃったように、言葉一つで受けとり方が変わってくるものです。報告の書類においても、よく吟味されたほうがいいのではないかと思います。書類だけではなくて、今後の対応としてお願いします。

○学校支援課長

本人はインターネット等を見て、興味本位でやってみたいということで始めたのですが、今ほどおっしゃったとおり、生命にかかわることにつながり、重大なことです。そこのところは我々のほうできちんと、重大事案につながるのだと、命にかかわるのだということを繰り返し指導しないといけないと思います。これについても、校長会、教頭会、生徒指導主事の会にあわせて、今後、機会を見て振り返らなければならないと思います。

○伊藤委員

映像などで流れているものの中に、本当はとても危険なものがありますが、子どもたちは選べないというか、ボタンを押すと出てくるものだから、ネット社会の危険性が非常にあると思います。

情報についてのリテラシーというか、非常に危険なものが含まれているということを、保護者も含めて、危険なものに子どもたちは接しているということを、子どもたちへの指導のみならず、保護者への支援並びに情報共有、再発がないことが願いなのですが、その辺の情報共有をしていただきたいと思います。

○織田委員

再三の指導をされていたとのことでしたね。春から問題行動が見え始めて、指導中であつたにもかかわらず、残念ながらこのような事件が起こってしまったと。当該校の先生方にも大きなショックがおりたと思います。

しかし、この学校だけに起こり得たことではなくて、もしかしたら、子どもたちの気持ちの中に潜在している思いから、興味本位という言葉がありました。が、事の重大さを考えずにやってしまうことはどこでも起こり得る危険をはらんでいると思われまふ。指導を受けていながら、指導がその生徒にうまく入っていかないと、行動に歯止めが利かないというケースはほかにもあり得ることだと思ふのです。

起こつてはいけないことが起こってしまいました。今回、重大なことだという認識は重々してくださっていると思ふのですが、これがここだけで起きた特定の奇異なことではなく、興味本位からこういうことが起こってしまう危険性はあちこちに潜在しているという意識をもっと強く持っていただきたいと思ふます。

先ほど1月末から流行つたことだとの説明でしたが、もっとずっと昔から、うちの子どもたちが通つていたころですから、20年くらい前でも、プロレス技で絞めて落とすとかの恐ろしい言葉は耳にしていました。私たち親はそんな言葉を子どもたちから聞きたびに、学校にお話しし、先生方は、即、対処してくださつて、子どもたちにご指導いただいたりしていました。ですので、今回初めて降つて湧いたことではなく、あちこちに潜在している恐ろしいことだと、ぜひそういう意識で取り組んでいただきたいと思ふことが1点。

もう一つは、調査のときに3校で同様なケースがあつたと。対等な関係の中でお互いにやり合うような事象だったので、いじめにはあたらないというご説明だったので、大体のいじめ事案は、対等のように見せかけられているところで起きる場合が多かつたりします。もちろん、その辺は十分に調査いただいたと思ふのですが「いじめがあり得るかもしれない」という視点で、ぜひ調査にあたつていただきたいと思ふます。じゃれあつているのだから、笑つているから、うれしそうにしているから対等だと捉えるのではなく、ニヤニヤとうれしそうにするしかなくて、笑顔を作りながら技をかけられている子もいるはずなのです。今までも十分アンテナを張つていると思ふのですが、さらにこの機会をとらえて、二度とこういうことがないようにお願いしたいと思ふます。

○眞谷委員

対策の中で、加害生徒が学校復帰の際には、通常の生活が取り戻せるよ

うに支援すると。どんな人間でも更正すれば、それは当然のことなので、素晴らしいことだと思うのですが、問題は、加害生徒が学校復帰したときの被害生徒です。

この学校はどのような学校かは分かりませんが、何クラスもあって、完全にクラスが分けられる状態で帰ってくるのであればいいのですが、仮に小規模校で1クラスしかない学校だとするならば、また同じクラスになる。いくら更正しましたといっても、被害生徒の気持ちとしては非常につらいものがあるかと思うのですが、被害生徒についてどのような対策が考えられるのか、教えてくださいいただけますか。

○学校支援課長

眞谷委員がおっしゃった不安というのは、被害生徒の保護者もそうですし、それ以外の保護者にも、やはり不安に思われている方がいらっしゃるの事実です。それらは不安として残っていますので、少しずつ解消していかねばいけないと学校はとらえています。

逮捕された子どもたちがどうなるかというのは、この後、審議を受けて判断されるわけですが、出てきた段階で、本人たちはどう変わっているか。今も校長や担任が加害生徒の面会に行き、その当時のことを振り返らせ、本人たちはすごく反省しているという情報はもらっています。本人たちも出てくるまで変わってくることも想定されます。どう対応していくとよいのかというのは読めないところもあります。

委員がおっしゃったことは学校も十分承知していますので、その辺は目配り、気配りをし、具体的な方策を持って取り組もうと今、その方策を立てている最中だということです。今後、私たち教育委員会も学校と支援しながら様子を見ていきたいと思っております。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告案件は終了します。

第5 定例会一時閉会

○教育長

これより人事案件のため、事務局も両教育次長、教育総務課長、教職員課長、教育総務課事務局を除き全員ご退席ください。

第6 定例会再開

(非公開案件) (付議事件)

「議案第26号 市立高等学校校長の人事について」

「議案第27号 教職員の人事措置について」

「議案第28号 教職員の人事措置について」

審議し、可決する。）

第7 閉会宣言

○教育長

午後5時35分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員